

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第18号専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題といたします。

議案第18号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

3番林 健児でございます。

総務教育常任委員会は6月14日午前10時より開会いたしました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第18号専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

該当する事業所の条件はどの問いに対しまして、適用事業所は資本金1億円以下、従業員1,000人以下の法人、個人事業主であり、産業環境課が定める導入促進基本計画にうたわれているとの答弁でした。

なお、反対討論では、日本国の法律自体にも反対しているため反対するとの討論がありました。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第19号大治町国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第19号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

6番後藤田麻美子です。

福祉建設常任委員会は6月15日午前10時より開会しました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第19号大治町国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

今回の改正の提案で金額を変更する理由は何かとの問いに対しまして、基金の積み立て額は昭和60年に制定したもので32年前のものであるので現状に即した積み立て方法とするため改正を行うものであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第20号大治町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第20号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第20号大治町税条例等の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

個人町民税における基礎控除額等の所得要件の詳しい説明はとの問いに、給与取得控除と公的年金等控除については控除額がマイナス10万円となり、所得は10万円上がることとなる。全ての方に適用となる控除額が現行33万円だが43万円となる。給与収入が1000万を超える方は現行220万円の控除限度となっているが、850万を超える方については195万円の控除となる。2500万を超える方については基礎控除はなくなりますとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第21号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第21号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第21号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、賛成4、反対1の賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

課税限度額を54万円から58万円に改正する大幅な増税の根拠はとの問いに対しまして、今回の改正では国において地方税法施行令に規定されている医療分の基礎課税額の課税限度額の改正額にあわせ改正を行ったものであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この条例改正でございます。国民健康保険税の課税限度額の引き上げの部分に反対をいたします。理由は2点ございます。

1点目でございます。課税限度額の引き上げ、今の説明でも国の施行令の改正に伴うものとあります。また、委員会質疑の中で被用者保険との関係も説明されました。しかし、違う点が1点ございます。それは今年度国民健康保険税を引き上げている。町として引き上げている点でございます。均等割を引き上げて、また資産割を減らし所得割をふやしている。ですから、そういうところに該当する方はダブルパンチ、トリプルパンチになるわけです。そこら辺の配慮が町側としてされていない。それが1点目の反対理由でございます。

2点目でございます。この課税限度額の引き上げで増収になりますが、たかだか年間何百万です。国保の会計がタイトなのか、余裕がないのかといえば、例年は昨年までは当初予算タイトで補正予算で一般会計からの繰り入れを入れているということでございますが、今年度は当初予算においても1億3000万ぐらいの余裕がある。上げる必要のない値上げでございます。国民健康保険の引き上げで3月のときにも説明の中でいっぺんに上げると高いから順番に上げていくということでございます。今回、いっぺんに上げているということで該当する方にとっては非常に負担になるということで反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番松本英隆君、どうぞ。

○2番（松本英隆君）

2番松本です。議案第21号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正は国における地方税法等の改正を踏まえ、公平性を確保する観点から課税限度額の見直しがされております。また、保険税負担の軽減などの所得の見直しがされ、低所得者層に対する拡充が図られているなど一定の配慮がなされていると思えます。したがって本件に賛成するものであります。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第22号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第22号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第22号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第22号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第23号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第23号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○6番（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第23号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。  
これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第24号大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第24号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第24号大治町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。



これから議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第25号平成30年度大治町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第25号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第25号平成30年度大治町一般会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告します。

砂子防災公園整備における国庫補助が5000万円から1500万円に減額されたことで本町にどのような影響があるのかとの問いに、町債や一般財源から賄っていくとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第25号平成30年度大治町一般会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

衛生費の地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定業務委託料の内容はとの問いに対しまして、今後計画策定に伴いその中で検討はしていくが、この計画で2030年度を目標としてCO<sub>2</sub>を40%削減するもので、町として庁内で管理組織等を計画の中で考え、毎月の排出量を管理しながら5年後にもう一度効果の方を算定し改正していく考えであると

の答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第25号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第26号工事請負契約についてを議題といたします。

議案第26号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第26号工事請負契約につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第27号工事請負契約についてを議題といたします。

議案第27号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第27号工事請負契約につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

工事は長期化するが安全性はこの業者で保たれるのかとの問いに、開館しながら進めるので安全対策には十分注意をしていき、監理会社とともに定期的に確認をとっていくとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、同意議案第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を大治町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成30年6月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、安井 宏委員の任期が平成30年9月21日をもって満了することに伴い、引き続き大治町固定資産評価審査委員会の委員として選任するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、同意議案第1号は会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、同意議案第1号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これから同意議案第1号を採決いたします。

同意議案第1号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第12、議案第28号平成30年度大治町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第28号平成30年度大治町一般会計補正予算。

平成30年度大治町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年6月21日提出、大治町

長。

今回の補正の内容は、街路整備事業費の財源である都市計画街路整備費補助金が事業認定により250万円減額となったため財源更正を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番松本英隆君。

○2番（松本英隆君）

ページ数9ページ、最初の方に予算を決められまして今回250万円の減額ということなんです、これ減額に対して何かどうしてか理由というかそこら辺はお聞きになっていないでしょうか。というのは、ほかの方でも減額になったりしているものがあるってちょっと何かあるのかなと思ってお聞きしたいんですが。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

都市整備課長、どうぞ。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

何かあるかというご質問でございますが、愛知県の補助の認定額の決定に伴い今回減額になるものでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番横井良隆君。

○2番（松本英隆君）

決定ということは、一番最初のときに2分の1とかというふうで上げてあると思うんですが、それに対して今回この額でというふうで来たということなんですかね。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

当初、申請額に対して要望の補助率でございますが2分の1以内ということでございまして2分の1で申請させていただいて、その中での今回減額になるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

他に。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。当初予算で県の支出金4650万、町債が4360万ということで立てていて県の支出金が250万減額になるということで、国の補助金の場合、町債の充当率70%とか90%とかあるわけですが、今回県の支出金が減ることによって町債の限度額等変更はないんでしょうか。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

今回の地方債の県への届けにつきましては、予算どおりの金額で済ませております。その金額を今回は変更せず一般財源で対応させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

ちょっと答弁がかみ合っていないのもう一回質問しますが、町債で4360万起債するというので当然補助金が減ればその充当率の範囲内でしか起債が、国の場合ですね、この前の説明ではできないので4360万きちっとそこまで限度いっぱいなのか。ちゃんと4360万起債できるのかということを知っているのですが、どうでしょうか。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

限度額目いっぱいまで借りられるということで県の方に確認済みでございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

11番浅里周平です。補助金の今回減額ということで、他のもので委員会でも質疑してきたんですが、自分自身に日和見があって最後のところ聞いていないんですが、この際お伺いしておくんですが、補助金が減額された場合に事業の見直しも視野に入れて行くべきだろうということで議員必携には書かれているんですが、今回県からは14日に決定通知を受けて、きょう提案いただいている。議会開会中ということで急いだ部分もあるかと思うんですが、他の部分も含めてですが当初の予算から大きく変更される。そういう点では財政的にも見直しも必要だろうと思うんですが、そういう作業はしたのかどうかということをお伺いしたいです。

○総務部長（桑野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（桑野和彦君）

今回、財源更正を一般財源で充当させましたが、当然ながら事業計画そのもの、それから金額が大きければ事業の期間そのもの、それについても当然視野に入れるものではございますが、今回につきましては250万ということでございましたので今先ほど総務課長も申し上げましたとおり一般財源でもって充当させることで財源更正をさせていただくということで調整はさせていただいております。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕



○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、議案第28号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、議案第28号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、議案第28号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第28号は可決されました。

日程第13、発議第3号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。

発議第3号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

核兵器禁止条約、2017年7月7日国連の会議で加盟国の約3分の2に当たる122カ国の賛成で採択をされました。非常に画期的な条約でございます。2017年9月20日時点では

58カ国が署名しております。2018年5月17日時点では10カ国がもう批准しているということで日に日に世界各国で署名する国、批准する国がふえております。しかしながら、日本政府は唯一の戦争被爆国であるにもかかわらずまだ署名をしておりません。ですから、政府に対し核兵器禁止条約に早急に署名し批准されるよう強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第3号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

初めに、発議第3号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決いたします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 1名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第3号は否決されました。

日程第14、発議第4号障がい児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

発議第4号障がい児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

この意見書でございます。障害児・者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホーム、入所施設、通所施設などの社会的資源を拡充すること。大治町でもグループホームがどんどんふえておりますが、やはりまだまだ足りない。全国的にも足りない状況でございます。ホームヘルパーなどの福祉を担う人材を確保するために報酬単価を引き上げること。これは介護も障害の福祉でも一緒でございます。やはりホームヘルパーを充実させていただきたい。入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。また、国のお金をもっと地方に回してほしい。やはり大治町だけではやっていけないと思いますのでこういう趣旨で意見書を提出させていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第4号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、発議第4号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決いたします。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 1名]

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第4号は否決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで平成30年6月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時38分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横 井 良 隆

署名議員 後 藤 田 麻 美 子

署名議員 吉 原 経 夫